

平成28年度 第1回宮城県障害児就学指導審議会 議事要旨

日時:平成28年6月6日(月)午後2時から午後3時45分

場所:行政庁舎 第二会議室

委嘱状交付	委嘱状及び任命状交付
1 開 会 司会	平成28年度第1回宮城県障害児就学指導審議会の開催。
2 教育長挨拶 (教育監兼教育次長)	教育長に代わり、鈴木教育監兼教育次長による代読。
3 開会の成立確認 司会	障害児就学指導審議会条例(会議)第5条2の規定により、委員の半数以上の出席により、本日の会議が成立していることを確認。
4 会議の公開・非 公開について 事務局	審議会の公開・非公開について 第1回審議会の内容は非公開の要件がなく、公開が適切。 第2回の審議会においては、個別事案について審議がある中で個人情報の取り扱いも想定されることから、一部非公開が適切。 まとめると、「第1回は公開」「第2回は一部非公開」としてよろしいか。 (賛同)
5 会長・副会長の 選出 事務局	条例に基づき会長・副会長は互選により定めることになっている。 (事務局一任) 事務局案、会長に川住委員、副会長に樫村委員をお願いしたい。 (賛同)
6 会長挨拶	川住会長挨拶
7 諮 問 教育監兼教育次長	諮問書、諮問理由を読む。
8 議 事 会長 事務局	昨年度に引き続き、市町村教育委員会及び特別支援学校への支援の在り方について議論することとなっている。本審議会の役割について、事務局から説明願います。 (1)障害児就学指導審議会の役割について (別紙資料2により説明 p4) (資料2)により障害児就学指導審議会条例説明 ・重要事項は市町村教委への支援の在り方 (資料3 p5)により審議会・専門委員会の予定説明 ・2回目の審議会の期日・内容

(質疑応答なし)

事務局

(2)市町村教育委員会への支援について

(資料4 p6)

- ・就学相談実施件数の報告
- ・就学指導審議会委員の助言は効果的であった
- ・保護者と市町村教育委員会の意見のすり合わせが難しい
- ・研修会講師派遣 就学支援への専門家の派遣
- ・就学事務説明会の実施内容

(資料5 p9)

- ・就学指導委員会は全市町村で行われている
 - ・昨年度とほぼ同様の回答である
 - ・就学先決定について3市を除いて不安
- ・就学相談システム構築に不安
- ・市町村の就学指導委員会の判断及び実際の就学先数は昨年とほぼ同数

(資料6 p13)市町村が行う障害児の就学事務に係る説明

- ・日程の確認
- ・判断に迷う場合の対応を確認
- ・重度・重複障害の児童生徒について

会長

御質問・御意見があれば、委員の皆様からお願いします。

会長

14ページに「重複の認定」について書かれているが、この理由を知りたい。

事務局

特別支援学校では、肢体不自由と知的障害どちらも22条の3に該当であれば重複障害となる。知的障害は22条の3に該当するが、肢体不自由は22条の3に該当しないお子さんもいるので、各学校が悩まれる状況もある。その際審議いただきたい。

須藤睦子委員

13ページの②判断に迷う場合の就学相談活動実施について、県の就学相談担当者とはどういう方なのか。また、相談というのは、市町村教育委員会からの相談なのか、あるいは保護者の話も伺うのか。

事務局

1点目については、各特別支援学校から推薦された方で、ほとんどがコーディネーターをされている方々である。

2点目については、保護者は基本的に同席していただいている。また、市町村教育委員会の担当者も入る。基本は、保護者、本人が不安に思われていること、悩まれていることを相談させていただき、市町村教育委員会の方も同席し合意形成を図っていく場となっている。

鳩原潤委員

6ページの資料4の①の就学相談の実際の件数については、各市町村教育委員会で早期から丁寧に、相談を重ねてきた結果として、県にあがってくる件数が非常に少なくなっているというところが見える。

反面、10ページの②の就学先決定の調査では、「乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談について不安はあるか」について、大半は不安があると回答している。特別支援学校でのセンター的役割を果たしての支援や、子供福祉等の相談等も大きく貢献をしていると思われる。県に上がってくる件数は少なくなっていると読み取ればよいかと思う。その辺が調査から、見えてくるとよい。

事務局

各支援学校のコーディネーターを中心にセンター的役割を十分に発揮し、支援していただいている。市町村教育委員会は自分たちでやらなければならないといった意識も高まり、県にあがってくる件数も少なくなっている。しかし、不安はあるとする回答は31件ある。理由の一つに、就学担当者が2年、3年で代わることがある。今年度も半分ぐらい代わっている。引継ぎを上手く行うよう県ではお願いしている。

会長

この、調査2はいつ頃行われるのか。

事務局

年度が変わり、5月の初めに調査をしている。

梅田真理委員

27年度激減したことについて、たぶん非常に良い取組が各市町村教育委員会でなされてきたのだと思う。おそらく、27年度を目指して各市町村教育委員会で、早い段階から、変わるということを見越して丁寧な相談を進めてきたのだと思う。具体的にどのような対応を各市町村教育委員会でを行い、充実した就学相談がなされることに至ったのかを教えてもらえると宮城県の取組としてお話しする機会に御紹介もできる。

樫村恵三委員

就学指導支援体制に関することについては、10年前に作られた障害児教育将来構想の中にも、目標2として、市町村における就学相談支援体制を整備するというものが作られていた。そこから新しく特別支援教育将来構想として県教育委員会がこのようなことをしてきたというようなものを示していただけないか。10年前の目標3には、共に学ぶ教育に関する理解を促進するために市町村教育委員会の職員等への理解促進を図ることをうたってやってきた。県教育委員会が行ってきた努力に対して、5月当初は不安だったけれども最終的には県で対応する相談が減ったというものが見えてくると、説得力があるのではないか。

林崎秋彦委員

県の就学相談活動に上がってきた件数の激減は、逆を言えば各市町村教育委員会において、22条の3に非該当の子供も保護者との合意形成が図られたとして特別支援学校に入学するケースが増えたということにもなるのではないか。学校現場としては22条の3に該当していないのではないかと子供が入学してくるケースも多くなってきていると感じる。

6ページの資料、②平成27年度就学指導審議会委員からの助言とその結果について確認させていただきたい。市町村教育委員会へは、委員としての助言か、審議会としての意見、助言なのか。また、県就学指導委員会や就学指導審議会の言葉が混在している。別の組織があるのか。

事務局

審議会としての意見である。

表記が統一されていない。県就学指導審議会の名称で統一していく。

会長

障害の軽い子供たちが特別支援学校に入ってきているということの指摘なのか。果たしてこの子が特別支援学校で学んでいいのかという意見が現場の方である。同じ場で指導しにくくなってきているということもあるのか。

事務局

昨年度、市町村の教育委員会の方で慎重に判断した上で資料を添付して県の方に通知を頂戴している。県の担当は全て目を通して、22条の3に該当しているか否かの判断がつかねるケースについては、市町村教育委員会に戻し、必要に応じて、市町村で判断するに至った追加資料の再送付をお願いしている。

今年度さらに詳細な資料を基に、22条の3についての該当、非該当について市町村と検討していきたい。

林崎秋彦委員

市町村段階で丁寧に保護者および本人と教育相談をしていただいた結果だと受け止めている。本人及び保護者の希望も大きいかと思う。その希望を受け止めた形での市町村教育委員会での就学先決定だと思っているが、ぜひ市町村段階で22条の3を前提としながら適切な就学指導の質を更に高めていただけることを希望する。

野口和人委員

相談等で上がってきた背景を理解したり助言等を行う際に、各市町村の特別支援学級や通級の設置状況、相談時に連携している関係機関等が分かっていると、相談体制の背景をアドバイスしやすい。

樫村恵三委員

光明支援学校では、承知のようにエコー療育園さんと隣の啓佑学園というところからも来ていただいている。啓佑学園措置後は光明支援学校に来る。特別支援学校ありきで光明支援学校に来る。ところがその子供は特別支援学校適当ではないと思われることもある。いかんともしがたく受け入れている。特別支援学校からの転出だから特別支援学校ではなく、しっかり実態を見て適切な就学の場を設定する必要があると感じている。

もう一つは、就学後やっぱり合わないというケースがあるときに、それまでのプロセスを責めるのではなく、これからどのようにすれば子供のために適切な学校が準備できるかという目線で見てもらいたい。

中度くらいの知的障害があり、車いすを利用している肢体不自由の子供が、市町村から移ってくるときに親御さんとの合意形成が図られ光明支援学校に入った。2年3年と経つうちにもっと勉強もしたいと変わってきた。そのような時、主障害の読み替えとなる。子供の適切な学びの場として親御さんは、船岡支援学校への転学を希望している。就学後の子供の障害の状態を適切に見極め、適切な学校へスムーズに入れていただけるようになるとよいと感じる。

事務局

今、樫村委員からあったケースについては、認定特別支援学校就学児童生徒でなくなったと思料されるという通知を県教委に出してもらおうことになる。それを受け、県ではその通知をそのまま当該市町村教育委員会に通知する。市町村教育

委員会は、その子供が本当に22条の3に該当か非該当かについて調査し、判断する。今回の場合、啓佑学園に入るかどうかまだ通知をいただけていない。元の特別支援学校の方で、22条の3に該当していないと思われることの通知を県に出していただき、それを当該市町村に出して判断していただくといった手続きになる。

会長

このようなケースの場合もこの審議会での検討対象となるのか。

事務局

市町村では、確かに特別支援学校での指導の成果があり、もう22条の3に該当しないくらいの能力だと明らかになった場合には、この子供は特別支援学校ではなくて特別支援学級が適切であるという判断をする。ただ、市町村が判断に迷い、県の専門家等からのアドバイスがほしいという要望があれば、審議員全員が集まるのが難しい場合には何らかの形で意見を頂戴して、市町村の判断のサポートをするという形になる。

樫村恵三委員

知的障害と肢体不自由の重複障害のある子供の件について。

はじめに、知的障害特別支援学校に在籍するという事で動く。知的障害と肢体不自由のダブルカウントになっている。そのような中、年度が進み状況が変わってきた場合に、市町村教育委員会はお母さんへ、知的障害で合意形成したでしよう。それを覆せない。どちらが主障害かと判断に迷う場合の対応において、親御さんのその年度年度の心の変わりようは、子供の成長に移らされるものだと思うので、柔軟に対応していただきたい。

大西孝志委員

就学先を決定するときは、時間が限られている。学びの場の変更というのは、子供の実態に合わせて柔軟にできることを市町村教育委員会の方に分かっていることが大事である。特に小学校の1年生に入った後は、やっていてやっぱり難しいとか、あるいは特別支援学校の小学部がのぞましい、というときに場の変更を考えていく。

26年、27年の件数が激減している。25年度9月に学校教育法施行令が改正になって、26年4月の子供達は新しい就学先決定の仕組みの第一期生。27年度が2期生の子供であるので就学先の見直しに関しては、しばらく様子を見ていく必要がある。資料でも子供の数は減っているが特別支援教育を受けている子供は間違いなく増えている。件数が激減しているということは、市町村の就学先決定の仕組みが上手く機能しているのとらえるのか、また入学後、担任の先生が困っているとか、子供自身が伸び悩んでいるかということ等について見ていかなければならない。

三浦由美委員

就学相談活動の実施件数であるが、少し前までは特別支援学校を希望する場合は必ず相談を受ける形をとっていたのが、去年からは、相談が困難な場合は相談をするという形になっている。それまでは、特別支援学校を考えてという方は相談を受けてくださいという形をとっていたのが、必ずしもそうではなくなったということが数字にも影響しているのではないか。

事務局

26年度は過渡期であり、それまでは県に決定権があった。特別支援学校を希望している場合は必ず受けるという流れであったものが市町村でまず相談を行うことになった。26年度は市町村で相談を計画的に進めるというところが不確かな時期であったため、市町村で実施しなくても県にあがってきたものも84件に含まれていたかと思う。27年度は、市町村で一度相談を実施して、合意形成が図られないケースの場合と伝えたので、上がってきたケースが14件という結果になっている。市町村が主体になって行っていたということが考えられる。

梅田真理委員

平成25年度学校教育法施行令の改正ということについては、柔軟な就学先の変更についても改訂の趣旨の一つにあると感じている。子供の環境にあった良い指導を受けると、当然改善がある。年度ごとに子供の状態を見ながら、よりその子供に最適な環境を準備できるように、就学先の見直しを行っていくことは必要ではないか。子供を枠に合わせるというよりは、子供に応じて枠を柔軟に変更していくことが大事だということが改訂の趣旨であったと感じている。より子供に合った進路変更、進路の決定ができるような仕組みについても、今後県の方で検討いただければ有難い。

9 閉会挨拶

櫻村恵三副会長より

閉会